

平成 18 年 4 月 26 日

金融庁 監督局総務課バーゼルⅡ推進室 御中

全国銀行協会

バーゼルⅡ第3の柱の告示案及び監督指針案に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成18年3月31日に公表された標記案に対する意見を別紙1および別紙2のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

パーゼル 第3の柱の告示案に対する意見

平成 18 年 4 月 26 日
全国銀行協会

項番	項目	告示案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
1	連結ベース中心の開示		銀行持株会社形式で経営管理を行っている銀行にとっては、グループ経営管理体制を敷いていることなどから、定性的な開示事項については事業単位間において重複する面が大きい。また、同一の事業単位内においても、連結と単体の両面において重複する一面がある。 従って、実際の開示方法については、それぞれの金融グループの形態にあわせ、効率的に適切な開示がなされれば必ずしも各報告単位が全ての情報開示をしなければならないとは限らないのではないかと考える。パーゼル 自体、最上位連結ベースを規制しているものであるから、その方が規制の趣旨に合致していると考えられるため、柔軟な対応をお願いしたい。	左記のとおり。
2	定性的開示項目 (連結ベースのみ)	4条2項1号へ 7条2項1号へ	「連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要」とは具体的にどのようなケースを想定するのかお示しいただきたい。	左記のとおり。
3	定性的開示項目 (自己資本)	2条2項1号 4条2項2号 7条2項2号	「自己資本調達手段の概要」とは、具体的に何を指すのか明確にしていきたい。	左記のとおり。
4	定性的開示項目 (自己資本)	4条2項3号	「連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要」とは、どのような構成要素を意図しているのか確認したい。	記載項目が抽象的で漠然としていること、また、内容によっては開示に適さない要素がある場合も想定されるため、具体的な意図を確認するもの。
5	定性的開示項目 (全般)	2条2項3号イ、 2条2項4号 4条2項4号イ、 4条2項5号 7条2項4号イ、 7条2項5号	標準的手法採用行においては、内部的には内部格付手法の採用を目指し体制整備を進めている場合、「リスク管理方針や手続」は標準的手法の管理方法に沿った内容とするべきか、もしくは実際に内部で使用している管理方法(内部格付を基とした管理方法)とすべきか。	左記のとおり。
6	定性的開示項目(マーケットリスク)	2条2項6号ロ 4条2項7号ロ 7条2項7号ロ	「標準的方式及び内部モデル方式をそれぞれ使用する場合は、各モデルを使用するポートフォリオの範囲」とあるが、ここでいう「ポートフォリオ」とは、第1の柱に関する自己資本告示271条2項でいう個別リスクと一般市場リスクの別に、内部モデル方式および標準的方式の適用範囲を開示するとの理解でよいか。	左記のとおり。

項番	項目	告示案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
7	定性的開示項目 (マーケットリスク)	2条2項6号 4条2項7号 7条2項7号	<p>マーケット・リスクに関する定性的開示項目として、イからホの事項を求められているが、BIS規制における項目と内部リスク管理における項目が混在しているため、これらの項目について峻別願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BIS規制の項目 <ul style="list-style-type: none"> ロ マーケット・リスク相当額…… ・内部リスク管理の項目 <ul style="list-style-type: none"> イ リスク管理の方針及び手順…… ハ 想定される保有期間…… ニ マーケット・リスク…… ホ 内部モデル方式を…… 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状主要行では、マーケット・リスク管理に関する事項について、バンキング勘定も含めたマーケット・リスク全体について、広範囲かつ今回求められている水準以上に詳細な事項を開示している。また、開示内容は、実際の内部管理上使用している諸計数であり、規制としてある程度共通性を持たせるため、モデルの前提に制約のあるBIS用の内部モデルに基づく諸計数ではない。 ・ 一方、今回のトレーディング勘定の開示項目は、BIS規制(規制資本)を念頭においているため、既に開示が進んでいるマーケット・リスク管理においては、現行の開示項目と必ずしも整合性がとれず、市場リスク管理やディスクロージャーの高度化を阻害する可能性がある。 ・ 今回のトレーディング勘定に関する開示項目の対象は、基本的にマーケットリスク全般に関する内部管理体制や内部管理で使用している各種計数を対象とし、BIS 規制に関する最低限開示しなければならない項目と峻別していただきたい。 ・ 告示案4条2項3号に、「連結グループの全体についての評価方法の記載」を求める記載がある一方で、リスクカテゴリー別の記載においては、マーケット・リスクについてのみ、同様の記載が別途されているため、他のリスク・カテゴリーとの平仄を合わせていただきたい。
8	定性的開示項目 (マーケットリスク)	2条2項6号ハ 4条2項7号ハ 7条2項7号ハ	<p>「想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法」とは、監督指針の - 2 - 1 - 2 - 3(マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等)を踏まえたものであると理解してよいか。</p>	左記のとおり。
9	定性的開示項目 (オペリスク)	2条2項7号ロ 4条2項8号ロ 7条2項8号ロ	<p>「部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲。」に関して、適用範囲の開示として、その手法の所要自己資本額の合計額など、その手法を採用している個別の法人名、の2つが考えられるが、エクスポージャーを開示することになっている信用リスクのポートフォリオに関する開示との平仄に鑑み、上記 を開示すればよいとの理解でよいか。</p>	左記のとおり。

項番	項目	告示案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
10	定量的な開示項目 (自己資本)	4条3項1号 7条3項1号	資本控除となる非連結子会社について「規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額」を開示することとなっているが、その趣旨を確認したい。 また、簡便な対応として、債務超過の場合にその額を開示するといった対応も認めていただきたい。	非連結の子会社・子法人等については、リスクアセットの計測を行う予定としておらず、規制上の所要自己資本の算出が困難な場合も考えられる。 また規制上、非連結の子会社・子法人等は、そもそも重要性が無い会社・法人や、連結することにより投資家の意思決定を誤らせる恐れのある会社・保険子法人等に限定されていることから、付随的な情報として財務上債務超過の場合に開示を行うといった簡便な対応で足りると考えられる。
11	定量的な開示事項 (自己資本)	4条3項2号イ(5) 7条3項2号イ(5)	「その他の資本調達額」を「上記(1)から(4)以外の資本調達額」と修正いただきたい。	左記のとおり。
12	定量的な開示項目 (所要自己資本)		「平残」や「増減」に関する記述は、規制導入当初の2007年3月期、2007年9月期の開示については前年度実績がないことから対象外としていただきたい。	左記のとおり。
13	定量的な開示事項 (所要自己資本)	2条3項2号 4条3項3号 7条3項3号	内部格付手法を適用するエクスポージャーについての所要自己資本の額は、スケーリング・ファクター(1.06)を乗じる前の数字で開示するのか、それとも、乗じた後の数字を開示するのか。	左記のとおり。
14	定量的な開示事項(オペリスク)	2条3項2号ニ 4条3項3号ニ 7条3項3号ニ	「オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額」とあるが、先進的計測手法で一部の子会社について部分適用を用いている銀行における「次に掲げる手法ごとの額」とは、先進的計測手法として合計額を開示、部分適用の金額と先進的計測手法で計算している金額のそれぞれ内訳を開示、のどちらを指したのか確認したい。 「連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額」、「持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額」とは、所要自己資本算出に使用した手法ごとの額であり、例えば先進的計測手法を採用する銀行が開示のために基礎的手法と粗利益配分手法を用いて別途算出し、開示することを求めるものではないことを確認したい。	左記のとおり。
15	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号イ・ロ ハ・ニ・ホ 4条3項4号イ・ロ ハ・ニ・ホ 7条3項4号イ・ロ ハ・ニ・ホ	現行の銀行法施行規則別表(第19条の2第1項第3号八関係)と本告示案の関係を整理していただきたい。 また、重複する部分については、各行がディスクロージャー誌において適宜工夫のうえ、開示してよいことを確認したい。	告示案該当箇所については、別表における開示項目に類似しているため。

項番	項目	告示案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
16	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号イ 4条3項4号イ 7条3項4号イ	期中平均残高について「期末残高がその期のリスクポジションを表している場合は開示を要しない」とあるが、開示を要しない場合の基準はどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末の貸借対照表における資産残高が、期中の資産残高と比べて大幅に変化していない場合は開示を要しないと考えてよい。 ・ また、エクスポージャーの種類によっては、日次平均残高の把握が系統的に困難な場合もあるため、月末残高の平均値をもって期中平均残高とする方法も許容していただきたい。
17	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号イ、 口、チ(3)(i) 4条3項4号イ、 口、チ(3)(i) 7条3項4号イ、 口、チ(3)(i)	<p>「エクスポージャーの主な種類別の内訳」(2条3項3号口)として、監督指針案の(2) - -口において「(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランスシートエクスポージャー、(b)有価証券、(c)OTC デリバティブ」の3類型が示されているが、2条3項3号イにおける「主な種類別の内訳」も同様の区分を指していると考えてよい。</p> <p>また、「エクスポージャーの種類」(2条3項3号チ(3)(i))とは居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャーを指すと考えてよい。</p>	<p>バーゼル最終文書(表3(b))には、「each portfolio」の定義として、事業法人等向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャーの5つであると定義されている。</p>
18	定量的な開示事項(信用リスク)	2条3項3号チ(3)(i) 4条3項4号チ(3)(i) 7条3項4号チ(3)(i)	「EADの加重平均ならびに信用供与の未引出額」とあるが、どのように計算するのか不明であるため、明確化していただきたい。	<p>バーゼル最終文書における「exposure-weighted average EAD」の脚注156には「estimate of EAD」との記載があり、オフバランスのEAD推計値(CCF)のエクスポージャー加重平均を意味しているように見えるため、オフバランス取引に関してもEADを残高として集計対象とする必要があるかどうか確認したい。(バーゼル最終文書 table6(d)では、「undrawn commitments and exposure-weighted average EAD」との記載がある)</p>

項番	項目	告示案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
19	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号チ(3)(i) 4条3項4号チ(3)(i) 7条3項4号チ(3)(i)	適格リボルピング型リテール向けエクスポージャーについて、「EADの加重平均値並びに信用供与の未引出額」を開示することが求められているが、リスクプロファイルの開示という主旨から、「信用供与の未引出額」に代えて「信用供与残高とEAD額」でよいこととしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業法人向けのコミットメントとリボルピング型信用における極度額では性格が異なる。前者は相対ベースで未引出部分に手数料を決定する等によって未引出枠(残高)を管理する実務が一般的であるが、一方、後者においては、極度額は商品区分毎に一律で、手数料を徴収しない等、未引出枠(残高)を管理するという考え方が馴染まない場合もある。例えば、リボルピング型信用に関して、デフォルト直前のエクスポージャーの増加の可能性について計量化を行い、実際の利用額に増加率を乗ずることでEADを推計する方法をとるような場合には、「未引出額」はEADを推計するためのベースとはならない。 ・ また、「意見」欄で述べた「信用供与残高とEAD額」を開示することで、バーゼルの目的を達成できるものと考ええる。 ・ さらに、バーゼルⅡにおいては最低開示項目が明記されているものの、実際の開示にあたってはリスク管理の実務の高度化を踏まえ、各行の創意工夫の余地が認められているものと理解している。詳細にわたり画一的な開示方法を求めるのは、リスク管理上、過度の負担を金融機関に強いることとなる懸念があることから、柔軟な対応を認めていただきたい。
20	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号ニ 4条3項4号ニ 7条3項4号ニ	一般貸倒引当金について地域別や業種別の開示を求めているが、一般貸倒引当金は特に個別銘柄に割り当てる性格のものではないことから、それを地域別等に区分するのは不可能であり、現行開示と同様の取扱いで可としていただきたい。	左記のとおり。
21	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号ニ 4条3項4号ニ 7条3項4号ニ	・ 特定海外債権引当勘定については残高も小額で、機械的に「地域別」、「業種別又はカウンターパーティ別」の開示を行うことには馴染まないことから、現行開示と同様の取扱いで可としていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分ごとの開示については重要性に鑑み、簡素化可能なものとしていただきたい。 ・ 仮に地域別の開示を求めることとしても、国別の開示に一本化したほうが有効な情報となると考えられる。
22	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号ロ・ハ・ニ 4条3項4号ロ・ハ・ニ 7条3項4号ロ・ハ・ニ	「地域別」「業種別」「残存期間」は、各行の定める基準でよいことを確認したい。	左記のとおり。

項番	項目	告示案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
23	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号チ 4条3項4号チ 7条3項4号チ	告示上も「統合して開示する」ことが認められる記載としていただきたい。	債務者格付区分やプール単位の情報は銀行の営業機密に属する事項が多く、その詳細な開示により市場競争力を奪われる可能性がある。勿論、開示利用者に有益な情報である程度には開示を行う必要はあるが、それが守られれば「統合して開示すること」は認められるべきである。また、監督指針で「統合して開示すること」が認められる記載となっているが、告示上も明確にしていきたい。
24	定量的な開示事項(信用リスク)	2条3項3号リ、又 4条3項4号リ、又 7条3項4号リ、又	PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについて、「直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値の対比並びに要因分析」が開示項目となっているが、株式等エクスポージャーに関する損失の実績値等の開示は必要ないことを確認したい。 また、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについて、「損失額の推計値と損失額の実績値の長期にわたる対比」が開示項目となっているが、告示案2条3項3号リに関する対応と同様、株式等エクスポージャーに関する開示は必要ないことを確認したい。	・ 株式等エクスポージャーに関する「損失の実績値」とは、株式に関する「売却損」「償却」を意味するものと思われるが、株式の市場価格の変動は信用リスクのみを反映したものではないため、これにより生じる売却損や償却を開示しても、株式等エクスポージャーに関する信用リスクとの関係が薄く、開示する意味合いに乏しいと考えられること。 ・ また、上記事由により、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーは、事業法人等向けエクスポージャーの内部格付を使用することとしているため、定量的な開示項目における格付付与手続の概要及び事業法人等向けエクスポージャーに関する本項目の開示を行えば十分であると考えられること。
25	定量的な開示事項 (信用リスク)	2条3項3号リ 4条3項4号リ 7条3項4号リ	ここでいう直前期とは、開示の当該期の前期を指すことを確認したい。 (例) 3月、9月の半期毎の決算であれば、3月決算時の開示は前年9月期の実績の分析を報告する。	実務上、実績を分析するためには相応の時間が必要であり、四半期開示のタイミングでは間に合わないため。
26	定量的な開示事項 (信用リスク、CRM)	2条3項4号イ 4条3項5号イ 7条3項5号イ	「(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)」とは、ボラティリティ調整前のエクスポージャーの額という理解でよいか。その場合、監督指針案(2)イ「適格金融資産担保が適用されているエクスポージャーの額は、ボラティリティ調整率を適用した後の額となっているか」との関係はどのように整理すればよいか。	左記のとおり。
27	定量的な開示事項 (証券化)	2条3項5号ト・チ 4条3項6号ト・チ 7条3項6号ト・チ	本項において、「当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略」、「証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額」を開示することとなっているが、当該「証券化を行ったエクスポージャー」ないし「証券化取引」とは自行がオリジネーターとなった取引を対象とするとの理解でよいか。	証券化エクスポージャーではなく「証券化を行ったエクスポージャー」との表現が使用されていることから、確認するもの。

項番	項目	告示案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
28	定量的な開示事項 (マーケットリスク)	2条3項6号ロ 4条3項7号ロ 7条3項7号ロ	「損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値を大幅に上回った場合についての説明」とあるが、これは下方超過のみを対象とすればよいことを確認したい。 また、「大幅に上回った場合」については、各行の判断でよいことを確認したい。	バック・テストにおける上方超過は、銀行にとってリスクを意味するものではなく、開示する意味合いに乏しいと考えられるため、各行の判断に基づき必要に応じて開示することを許容していただきたい。
29	定量的な開示事項(株式)	4条3項8号八・二 7条3項8号八・二	「八 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額」は「その他有価証券の評価損益」を指すとの理解でよいのか。 「二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とあるが、想定されている具体的な取引等を例示いただきたい。(満期保有有価証券を指すのか。)なお、本項目は時価の把握が可能な株式等エクスポージャーに関するものであり、時価の把握ができない非上場有価証券の含み損益の開示を求めているものではないことを確認したい。	開示項目に関する内容の明確化を図るため。
30	定量的な開示事項 (株式)	2条3項7号へ 4条3項8号へ 7条3項8号へ	国内基準におけるグランドファーザリング対象の認識は、基準日時点から後入先出法にて計算した帳簿価額を基準にして、貸借対照表計上額と帳簿価額のどちらか小さい方がエクスポージャー額としている。その場合においても、貸借対照表計上額を開示すればよいことを確認したい。	左記のとおり。
31	定量的な開示事項 (銀行勘定の金利リスク)	2条3項8号 4条3項9号 7条3項9号	「経営陣が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額」とあるが、ここでいう「損益」「経済価値」とは、それぞれ「期間損益」「現在価値」を意味するものであることを確認したい。	開示項目に関する内容の明確化を図るため。

以上

バーゼル 第3の柱の監督指針案に対する意見

平成 18 年 4 月 26 日
全国銀行協会

項番	項目	監督指針案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
1	定性的な開示事項 (全般)	-3-2-4-4(主要行等向けの総合的な監督指針案) -4-9-4-4(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針案) (1) イ・イ・ ・イ・イ	「リスク報告及び測定システムの範囲及び性質」とあるが、ここでいう「測定システムの範囲及び性質」とは具体的にどのようなことを意味するのか提示願いたい。	開示項目に関する内容の明確化を図るため。
2	重要性の原則 (信用リスク)	-3-2-4-1(主要行等向けの総合的な監督指針) -4-9-4-1(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)	内部格付手法を採用する銀行グループにおける適用除外資産(含む、海外子会社等)に関しては、開示の点についても重要性の原則が適用されるものと認識している。即ち、当該資産について、地域別・業種別・残存期間別等の区分開示や平均残高等の開示に過度のシステム対応等が必要になる場合には、内部格付手法適用対象のエンティティの資産のみの開示や、「その他」等に合算して開示するなどの対応で問題ないことを確認したい。	第3の柱に関する重要性の原則の適用についてはバーゼル最終文書パラグラフ817にも記載されているが、内部格付手法の適用除外資産については第1の柱に関する自己資本告示148条に記載されているとあり、重要ではない事業単位又は資産区分であることが前提となっていることから、当該エクスポージャーに関する開示についても当然に重要性の原則が適用され、過度な開示が求められるものではないと考える。
3	定性的な開示事項 (信用リスク、CRM)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (1)	「信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報」の「及び」はバーゼル最終文書パラグラフ826表7に合わせて「または」とすべきである。	左記のとおり。
4	定性的な開示事項 (信用リスク、CRM)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (1)	「信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報」とは、適格金融資産担保の場合、信用リスク削減手法適用に用いる株式が同一銘柄に集中している等の情報と解釈してよいのか。その趣旨を明示していただきたい。	左記のとおり。
5	定性的な開示事項 (証券化)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (1) イ	「銀行の証券化取引における関与の度合」とは、銀行の証券化戦略や証券化業務の位置付け等を記載すると考えてよいか。	左記のとおり。

項番	項目	監督指針案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
6	定量的な開示項目(株式)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (2) ハ	「『内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本額及びこのうち次に掲げる株式等エクスポージャーの区分ごとの額』には、銀行の内部管理に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。」とあるが、銀行の内部管理に沿った形ではなく、銀行が一貫して使用しているかどうかとの観点から見るべきである。	第1の柱に関する自己資本告示166条2項(またはバーゼル最終文書パラグラフ342)に記載されている通り、内部格付手法採用行は株式等エクスポージャーの信用リスクアセットの額を算出するに当たっては、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法が用いられていることが要請されているのであって、銀行の内部管理に沿った形での使用を要請されているものではないと認識している。 従って、当該表現についてはリスクアセット計算方法の一貫性に着眼した記載とするか、または削除していただきたい。
7	定量的な開示項目(信用リスク)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (2) イ	監督指針では「期中平均残高の計算に日次平均を用いていない場合は、計算方法」とあるが、例えば日次平均の把握が系統的に困難な場合は、月末残高の期中平均などの方法により期中平均残高を算出する方法は許容されるか。	エクスポージャーの種類によっては日次平均残高の把握が系統的に困難な場合もあるため、月末残高の平均値をもって期中平均残高とする方法も許容していただきたい。
8	定量的な開示項目(信用リスク)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (2) ロ	エクスポージャーの主な種類は(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、(b)有価証券、(c)OTC デリバティブと3類型毎に算出するとあるが、(a)のオフ・バランスシート・エクスポージャーとは具体的に何を指すのか。銀行として特に重要と思われる保証関連に限定する方法も可能か。	左記のとおり。
9	定量的な開示項目(信用リスク)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (2) - □	バーゼル最終文書では「Table 4 does not include equities」との記載があるが、本邦では「有価証券」に株式が含まれるのか。また、類型にあげられている取引種類以外のエクスポージャー(例えば、預け金やその他資産など)は開示対象残高に含めるかどうかは銀行の判断という理解でよいか。	バーゼル最終文書では株式を除くとされているが、整合性の観点から本邦でも株式を除く旨明記し、「有価証券」を「債券」に変更していただきたい。また、類型であげられていない取引について開示の対象となるかどうかの確認もさせていただきたい。(一般的に「残高」に含まれるエクスポージャーの明確化をお願いしたい。
10	定量的な開示項目(信用リスク)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (2) チ	具体的な対比期間を記載しないでいただきたい。	具体的な対比期間について「損失額及びPDについては5年以上、LGD及びEADについては7年以上(リテール向けエクスポージャーについては5年以上)であるか」という記載があるが、バーゼル最終文書においても「over a long period」(Table7(f))と記載されていることから、「推計のパフォーマンスを評価するに十分な期間」として具体的な年数を記載しないでいただきたい。

項番	項目	監督指針案の該当箇所	意見	理由(対案等を含む)
11	定量的な開示項目 (株式)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (2) □	「株式等エクスポージャーの区分には、少なくとも子会社株式及び関連会社株式とその他有価証券に属する株式を含んでいるか」とあるが連結自己資本比率計算上、子会社、関連会社株式は控除項目として、原則リスクアセットからは除外されているはずである。したがって、適当な表現に改めるべきと考える。	左記のとおり。
12	定量的な開示項目 (銀行勘定の金利リスク)	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (2)	「銀行勘定における金利リスクに関して経営陣が経営判断を行う際に用いた金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額について、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が 5%以上である場合は、通貨毎の内訳を開示しているか」について、以下の文面への変更を提案する。 「 銀行勘定の…増減額について、通貨ごとの内訳を適切に開示しているか 」	バーゼル最終文書(table14(b))では「broken down by currency (as relevant)」となっている。 また、バーゼル委の「金利リスクの管理と監督のための諸原則」の paragraph 82 では監督上の扱いとして「多くの銀行は複数の通貨において金利リスクに晒される。こうした場合、銀行は、銀行勘定の資産ないし負債の 5%以上を占める通貨の各々について、 paragraph 81 に従って計算した金利ショックを用いて同様の分析を行うべきである」としているが、開示に関してどの程度まで通貨毎の重要性をみるかは経営陣が判断するものであり、バーゼル最終文書の趣旨に沿った文面がよいと考えられる。
13	四半期毎の開示事項	-3-2-4-4 -4-9-4-4 (3)	国際統一基準行においては、第 3 の柱告示案の「第 8 条及び第 12 条に規程する事項」を四半期で開示することが必要とされているが、第 8 条、第 12 条はそれぞれ同告示案の第 6 条、第 9 条であることを確認させていただきたい。	左記のとおり。

以 上